



子育て

妊娠・出産

本 健康づくり課

松 住民福祉課

母子保健事業

※ 妊娠したとき

名称	内容
母子健康手帳の交付 妊婦健康診査受診票の交付 新生児聴覚検査受診票の交付 産婦健康診査受診票の交付 1か月児健康診査受診票の交付	妊娠届出書、顔写真付きの身分証明書、マイナンバーがわかるものを持参してください。 母子健康手帳の交付とあわせて、費用の一部助成が受けられる各種受診票をお渡しします。 【日時】月～金曜日 午前9時～午後4時(市役所閉庁日を除く)
パパママ教室	親になる人を対象に、妊娠・出産・育児に対する正しい知識を身に付け、元気な赤ちゃんを産み育てるために、講話や実技講習を行います。 予約が必要ですのでお問い合わせください。
妊婦家庭訪問	予定日の約1か月前までに初妊婦を対象に助産師が家庭に訪問しアドバイスを行います。

※ 出産したとき

名称	内容
産婦・新生児家庭訪問	おおむね生後2か月児までを対象に、保健師または助産師が家庭に訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、産後の経過などについてアドバイスを行います。
産後ケア事業	生後1年未満の赤ちゃんとそのお母さんを対象に、助産師が心身のケアや育児指導などを行います。
未熟児養育医療	体重2,000g以下で生まれた場合や、身体の発育が未熟なまま生まれた場合で、入院治療を受ける必要があると医師が認めた1歳未満児を対象に、指定医療機関に入院した際の医療費を保護者に代わり負担します。
育児相談	子どもの発育や育児不安などの相談を受け付けます。 【日時】月～金曜日 午前9時～午後4時(市役所閉庁日を除く)
乳幼児の健康診査など	乳幼児を対象に、4か月児健康診査、8か月児健康診査、1歳児すくすく相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査等を行います。 日程・会場および対象者は広報紙または市ホームページをご覧ください。
乳幼児の予防接種	市内医療機関での個別接種を実施しています。 内容、時期、対象年齢などは、市ホームページまたは広報紙をご覧ください。 なお、予診票は出生時または転入時にまとめてお渡ししています。紛失した場合などは、母子健康手帳を必ず持参のうえ、本 健康づくり課または松 住民福祉課までお越しください。 ※予防接種を受けるときには、母子健康手帳と予診票を忘れずにご持参ください。 ※おたふくかぜ(任意)の接種を希望される人は、母子健康手帳を持参し、本 健康づくり課または、松 住民福祉課で予診票を受け取ってください。

※ 不妊治療費助成金

本 健康づくり課

不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療にかかった医療費の一部を助成しています。

▶ 助成を受けるための要件

- ▶ 法律上の婚姻関係にある
- ▶ 申請日の1年以上前から本市に住所がある人(夫もしくは妻のいずれか一方でも可)
- ▶ 医療保険加入者
- ▶ 市税の滞納がない人

▶ 助成対象となる不妊治療

- ▶ 体外受精、顕微授精(特定不妊治療)
- ▶ そのほか医師が認めた不妊治療(一般不妊治療)

▶ 申請方法

申請には、申請書と定められた添付書類が必要になります。また、助成額は治療内容により異なります。詳しくは、本 健康づくり課にお問い合わせください。

※ 不育症治療費助成金

本 健康づくり課

不育症に対する治療費の一部を補助します。詳細は本 健康づくり課にお問い合わせください。

子育て支援

本 こども課 松 住民福祉課

各種手当

✧ 児童手当

▶ 児童手当制度の目的

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

▶ 児童手当について

1. 対象者

高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

2. 支給手続き

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村(公務員の人は勤務先)に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

3. 支給時期

児童手当は、原則として、毎年偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

▶ 受付窓口 本 こども課 松 住民福祉課

✧ 児童扶養手当

▶ 児童扶養手当の目的

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもが養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

▶ 児童扶養手当について

1. 対象者

▶ 児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある人)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父または、父もしくは母に代わって児童を養育している人が、児童扶養手当を受けられます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童

▶ 児童扶養手当が支給されない場合

- ▶ 児童または請求者が日本国内に住所を有しないとき
- ▶ 児童が児童福祉施設に入所しているとき、または里親に預けられたとき
- ▶ 父または母が婚姻の届出はしてなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるときなど

2. 所得制限

本人および同居している親や祖父母、兄弟姉妹など民法第877条第1項に定める者(扶養義務者)の所得に応じ、制限があります。

3. 手当支給

認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます(原則として奇数月に2か月分の支払)。

▶ 受付窓口 本 こども課 松 住民福祉課

市では、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない子育て支援を目指し、子育てに役立つ情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、電子書籍版を発行しています。

パソコン・スマートフォンの閲覧はこちら→



※ 特別児童扶養手当

1. 対象者

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(所得の高い方が受給者)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されるものです。

▶ 児童の障害の等級

児童の障害の等級	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1級 (重度障害児)	1・2級程度	A判定程度	所定の診断書により認定
2級 (中度障害児)	おおむね3級程度	おおむねB1程度(診断書)	

▶ 特別児童扶養手当が支給されない場合

- ▶ 父母・養育者および児童が日本国内に住所を有しない場合
- ▶ 児童が障害を事由とする年金を受けることができる場合
- ▶ 児童福祉施設など(通所施設除く)に入所している場合 など

2. 所得制限

本人または配偶者および同居している親や祖父、兄弟姉妹など民法第877条第1項に定める者(扶養義務者)の所得により支給されない場合があります。

3. 手当支給

認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます。

原則として、4月、8月、11月の年3回支給されます。

- ▶ 受付窓口 本 本 ども課 松 松 住民福祉課

※ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就業に結び付く技術を身に付けるための教育訓練の受講費の一部を補助する制度で、事前に申請が必要です。なお、所得制限などの支給制限があります。

- ▶ 受付窓口 本 本 ども課 松 松 住民福祉課

※ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が就業に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)を取得する場合、修学期間について生活費の一部を補助する制度です。なお、事前に申請が必要です。また、所得制限などの支給制限があります。

- ▶ 受付窓口 本 本 ども課 松 松 住民福祉課

※ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す人に講座受講費用の一部を補助します。

- ▶ 受付窓口 本 本 ども課 松 松 住民福祉課

▶ 相談・事業

※ 家庭児童相談(電話・来所)

家庭と児童に関することや、身近な子育ての相談から児童虐待など深刻な相談まで、総合的に対応します。窓口または電話でご相談ください(秘密は厳守します)。

- ▶ 開設日 月～金曜日(市役所閉庁日を除く)
午前9時～午後4時

- ▶ 受付窓口 本 本 ども課

※ 児童虐待の相談

- ▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(いちはやく)

▶ 平日

- ▶ 西部児童相談所

午前8時30分～午後5時15分 ☎ 0274-67-5575

▶ 夜間・休日・緊急

- ▶ 安中警察署

☎ 027-381-0110

- ▶ こどもホットライン24

☎ 0120-783-884

(携帯電話の人) ☎ 027-263-1100

※ 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、親子ふれあい保育、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に実施しています。



▶ **利用対象者** 乳幼児とその保護者

▶ **利用料** 無料

実施施設名	名称	実施日	時間	電話番号
遠丸保育園	さんりんしゃ	月～金	8:30～16:30	027-382-1080
		土	8:30～13:30	
岩野谷保育園	いわい	月～金	9:30～16:00	027-381-3320
あきまこども園	のうさぎ	月～金	10:00～15:00	027-395-0186
西横野保育園	のいちご	月～金	9:00～15:00	0120-030-153
細野保育園	ひよこ	月～金	9:00～16:00	027-393-2457
安中二葉幼稚園	0・1ひろばすまいる	火・木・金	9:00～14:00	027-381-0394
	ひよこクラブ	月・水・金		
いそべこども園	ワクワク応援隊	月～金	9:00～16:00	027-385-8321
あさひ第二保育園	花の木	月～金	9:00～16:00	027-384-1502
		土	9:00～14:00	
あんなかスマイルパーク	ニコニコ	月・水～日	9:30～14:30	027-380-2525
たんぼぼ保育園	あさひ子育て支援ルーム	月～土	9:00～14:00	027-381-8308

※ **あんなかスマイルパーク**

令和3年4月にオープンした多世代交流型子育て支援拠点「あんなかスマイルパーク」は、多目的室、研修室、キッチンなどがあり、屋外には1周400mのウォーキングコース、芝生広場、ケルナー遊具、インクルーシブ遊具などが設置され、こどもから高齢者までが気軽集える、多世代交流による子育て支援施設です。



▶ **開館時間** 午前9時～午後5時(有料施設の占用利用は午後9時まで)

▶ **休館日** 火曜日・祝日の振替・年末年始

▶ **所在地** 安中市原市1990-1 ☎027-380-2525

※ **安中市ファミリー・サポート・センター** 安中市ファミリー・サポート・センター ☎080-7718-1467

「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい人(提供会員)」が会員として登録し、援助の依頼があった時に育児の相互援助を行う会員組織です(入会費・会費は無料)。センターのアドバイザーなどが中心となり、会員の援助活動の依頼に応じて援助を行ってくれる会員を紹介します。

▶ **利用料金(1時間あたり)** ▶ 月～金曜日……午前7時～700円 午後7時～800円
▶ 土・日曜日、祝日…午前7時～800円 午後7時～900円

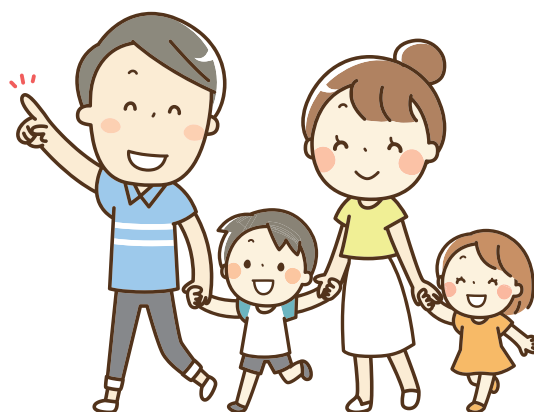
市町村民税非課税家庭等、ひとり親家庭は利用料の減免(補助)が受けられます。

▶ **対象児童** 育児を必要とするおおむね生後3か月の乳幼児から小学6年生までの児童

▶ **開設場所** Annakaひだまりマルシェ内 安中市原市4丁目4番40号

▶ **開設時間** 月・火・木・金曜日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後3時

▶ **休業日** 水・日曜日、祝日、年末年始



※ 子ども食堂

▶ 子ども食堂とは

- ▶ こどもなどが行ける、無料または低額の食堂です。
- ▶ 食事の提供だけでなく、こどもにとって、地域の大人や友だちと一緒に過ごせ、さまざまな経験が得られる、家庭や学校以外の「安心安全な居場所」です。
- ▶ 個人、ボランティア団体、飲食店、NPO法人、社会福祉法人などの各団体が、月に1～数回、工夫を凝らした多様な活動により実施しています。

▶ 寄付・支援の募集

- ▶ 子ども食堂に「食材やお金の寄付、ボランティアをしたい」というお問合せに際し、「安中市子ども食堂連絡協議会」などと調整を行います。**本** こども課までお問合せください。

▶ 安中市内の子ども食堂(令和7年12月現在)

- ▶ 市内12か所で開催しています。開催日程などは、「安中市子ども食堂連絡協議会ホームページ」または各団体のホームページなどでご確認ください。

※日程などの詳細は、右記QRコードまたは下記電話番号にお問い合わせください。



子ども食堂名称	開催場所	電話番号
ジジババ子ども食堂	松井田町人見225-1	090-3819-4770(宇佐見)
子どもワクワク食堂	松井田町新堀330	090-8041-7622(今村)
子ども食堂 和が家あんなか	安中1-16-38 デイサービスセンター「彩とり」内	027-380-1212(荒井)
みんなの食堂 in まついだ森の家	松井田町上増田670	090-4094-5191(永井)
日新堂みんなのお弁当屋さん	松井田町松井田400-5	090-7407-2267(本多)
みんなのナカマチ	原市3-3-20	080-2257-2380(池島)
わんぱく子ども食堂	松井田町二軒在家1448-3	090-7194-0821(大塚)
笑顔で子育て支援の会	あんなかスマイルパーク	090-2563-5231(武井)
こどもしょくどう世界どこでもカリル	開催場所、時刻、予約方法は協議会HPで、2週間前に発表します。	080-5658-8054(小島)
子ども食堂白才むら	嶺615-1	027-395-0092(安居)
子ども食堂キッチン-JJ	あんなかスマイルパーク	080-3385-3112(平川)
カレーの会 安中子ども食堂	安中1889	080-9097-8044(佐藤)

▶ 放課後児童クラブ(学童クラブ)

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供します。

▶ 申込方法/保育料

申込みは、各放課後児童クラブで受付しています。保育料は、減免制度があります。

詳細については、各クラブへお問い合わせください。

対象校区	学童クラブ名	住所	電話番号	開設時間	
				平日	土曜日・長期休暇
安中小	安中市あんなか第一学童クラブ	安中3-10-43 (安中小学校内)	027-382-4343	放課後～19:00	7:30～18:00 (土曜)
安中小	安中市あんなか第二学童クラブ	安中3-10-43-2 (安中小学校正門東側)	027-382-8341		7:30～19:00 (長期)
安中小	安中市あんなか第三学童クラブ	安中2-15-37 (旧法務局)	027-381-0026		
安中小	あんなかTP児童クラブ	安中3784-1 (適塾予備校内)	027-382-1000	13:30～20:00	12:00～20:00 (土曜) 8:00～20:00 (長期)
原市小	安中市原市第一学童クラブ	原市2032-1 (第二中学校西)	027-384-0417	13:00～19:00	7:30～18:00 (土曜)
原市小	安中市原市第二学童クラブ		027-385-8214		7:30～19:00 (長期)
原市小	安中市ごうばら学童クラブ	郷原2374-1 (旧郷原分校内)	027-395-4146	13:00～19:00	7:30～19:00

対象校区	学童クラブ名	住所	電話番号	開設時間	
				平日	土曜日・長期休暇
磯部小	安中市磯部学童クラブ	磯部4-10-12 (磯部小学校南)	027-385-5394	13:00~19:00	8:00~17:00 (土曜) 7:30~19:00 (長期)
東横野小	安中市東横野学童クラブ	鷺宮3150-1 (東横野小学校西)	027-388-0996	放課後~19:00	7:00~19:00
碓東小	安中市たいとう学童クラブ	岩井592-1 (碓東小学校東)	027-381-4728	14:00~19:00 13:30~19:00 (月曜)	8:00~18:00 (土曜) 7:30~19:00 (長期)
秋間小	安中市秋間学童クラブ	東上秋間1840-1 (秋間小学校南)	027-382-0787	13:00~19:00	7:30~19:00
原市小 など	あさひ学童クラブ	下後閑509-5 (あさひ第二保育園西)	027-381-5504	11:00~19:00	7:00~19:00
原市小 など	あさひ第二学童クラブ	下後閑1358 (あさひ第二保育園東)			
原市小 など	あさひ第三学童クラブ				
松井田小	安中市松井田第一児童クラブ	松井田町松井田953 (松井田小学校内)	027-393-2671	13:00~18:00	7:30~18:00
松井田小	安中市松井田第二児童クラブ				
松井田小	安中市九十九学童クラブ	松井田町国衙86-2 (九十九JAふれあいセンター内)	027-393-5871	13:00~18:00	7:30~18:00
西横野小	安中市西横野第一児童クラブ	松井田町二軒在家888 (西横野小学校内)	027-393-5210	13:00~18:00	7:30~18:00
西横野小	安中市西横野第二児童クラブ				
西横野小	安中市西横野第三児童クラブ				
松井田小	安中市細野児童クラブ	松井田町新井365-2 (旧細野小学校内)	027-393-1145	13:00~18:00	7:30~18:00

▶ 保育園

保育園は、就学前の児童を対象に、家庭の事情で保護者や同居の親族が保育にあたることができない場合、保護者に代わって保育を行う施設です。市内には公立の保育園が2か所、民間の保育園が7か所あります。

▶ 申込資格

安中市民で、保護者や同居の親族が次の理由により児童を保育できない状況にあること。

①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

▶ 保育料

4~8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9~3月は当該年度分の市民税所得割額を基礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎となる場合もあります)。

▶ 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

✧ 保育園一覧

区分	施設名	利用定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間【2号 3号】		
						開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
公立	原市保育園	110	築瀬25-1	027-385-5233	7カ月~	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
	まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	027-393-3892	7カ月~	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30

区分	施設名	利用定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間【2号 3号】		
						開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
民間	遠丸保育園	60	安中5-8-25	027-382-1080	3カ月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～18:30
	岩野谷保育園	90	岩井617-2	027-381-3320	9カ月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00
	板鼻和光保育園	90	板鼻2101-2	027-381-0613	4カ月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00
	崇徳寺保育園	20	松井田町松井田326	027-393-4458	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	西横野保育園	50	松井田町人見970	027-393-3946	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	白鳩保育園	20	松井田町国衛89-1	027-393-1015	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	細野保育園	20	松井田町新井394	027-393-2457	3カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30

※ 休日保育

保護者の就労などにより、日曜、祝日および休日に保育が必要な場合に対応するために実施しています。

- ▶ **対象児童** 保育所などを利用している保育認定子ども(2号、3号認定)で、利用事由が支給認定を受けた事由と同一での利用の場合
- ▶ **実施日** 日曜日および祝日(12月29日から1月3日を除く)
- ▶ **保育時間** 午前8時から午後5時
- ▶ **利用料** 3,000円
※休日保育を利用する日の属する週(月曜日から日曜日までの7日)のうち代替休日(保育を希望しない日)を1日設ける場合は、利用料はかかりません。
- ▶ **利用方法** ①登録申請(本 ことども課) ※原則、利用希望日の前月10日前までに手続き
②利用申込(後閑あさひ保育園) ※原則、利用希望日の10日前までに手続き
③利用料の支払い 代替休日を設けなかった場合は、利用料を実施園に支払い
- ▶ **その他** 実施日、利用定員、持ち物などについては、実施園にお問い合わせください。
実施園の運営上の理由によりご利用できない場合もあります。

施設名	所在地	電話番号	保育時間
後閑あさひ保育園	中後閑724	385-5541	8:00～17:00

▶ 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。市内には私立認定こども園が8園あります。

- ▶ **申込資格**
 - ▶ 1号認定 主に市内に居住する3～5歳の児童
 - ▶ 2・3号認定
安中市民で、保護者や同居の親族が次の理由により児童を保育できない状況にあること。
①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護
⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

▶ 保育料

4～8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9～3月は当該年度分の市民税所得割額を基礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎になる場合もあります)。

▶ 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

施設名	利用定員		所在地	電話番号	保育年齢	教育時間【1号】	保育時間【2号 3号】		
	1号	2・3号				開所時間	開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
安中こども園	10	30	安中3-3-3	027-381-0640	8か月～	9:00～14:00	7:00～18:30	8:00～16:00	7:00～18:00
安中二葉幼稚園	60	90	安中3-10-33	027-381-0394	1歳～	9:00～14:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
原市赤心幼稚園	60	70	原市1-14-16	027-385-6662	1歳～	9:00～14:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
いそべこども園	25	100	磯部3-12-12	027-385-8021	10か月～	9:00～14:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
東横野幼稚園	25	40	鷺宮3092-2	027-382-0816	1歳～	9:00～14:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
後閑あさひ保育園	15	90	中後閑724	027-385-5541	3か月～	9:00～14:00	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～18:00
あさひ第二保育園	15	90	下後閑509-1	027-384-1501	3か月～	9:00～14:00	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～18:00
あきまこども園	15	90	下秋間1459	027-395-0186	4か月～	9:00～14:00	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30

▶ 事業所内保育事業所

事業所内保育事業所は、乳幼児を対象に会社などの保育施設で、従業員の児童と地域の児童と一緒に保育する施設です。市内には、事業所内保育施設が2園あります。

▶ 対象児童

3号認定を受けた0～2歳児

▶ 保育料

4～8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9～3月は当該年度分の市民税所得割額を基

礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎になる場合もあります)。

※従業員枠は、市が定める額を上限として、事業主が設定します。

▶ 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

施設名	利用定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間【3号】		
					開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
うずまき保育園	5	原市92-2	027-381-8020	3か月～	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
ひまわり保育園	5	鷲宮205-1	027-386-6607	3か月～	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00
たんぼぼ保育園	5	上間仁田658	027-381-8308	3か月～	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30

▶ 一時預かり

保護者の就労形態の多様化や傷病などによる緊急時の保育、育児疲れの軽減等の理由に対応するため、一時預かりを行っています。

▶ **利用日** 月～金曜日 ※土曜日は各園にお問い合わせください。

▶ **対象児童** 小学校就学前で保育園・認定こども園等に入所していない児童

▶ **その他** 詳細は、各施設にお問い合わせください。

実施施設名	利用者区分	児童1人当たりの利用料(日額)			おやつ		利用時間	電話番号
		1日	半日	給食	午前	午後		
まついだ保育園	3歳未満児	1,400円	700円	200円(おやつ代含む)			8:30～16:30	027-393-3892
	3歳以上児	1,000円	500円	200円(おやつ代含む)				
白鳩保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:15～16:15(延長可)	027-393-1015
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
細野保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:15～16:15(延長可)	027-393-2457
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
安中こども園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:15～16:15(延長可)	027-381-0640
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
後閑あさひ保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	250円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-385-5541
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	-	50円		
あさひ第二保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	250円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-384-1501
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	-	50円		
うずまき保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	250円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-381-8020
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	-	50円		
ひまわり保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	300円	80円	80円	8:30～16:30(延長可)	027-386-6607
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	80円	80円		
たんぼぼ保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	250円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-381-8308
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	-	50円		
あさひキッズルーム	3歳未満児	2,400円	1,200円	250円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-395-0117
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	-	50円		

▶ 病児保育

主に保育園などに通っている児童が病気になり、保育園などでは預かることができない場合に、仕事の休めない保護者に代わって、専用施設で保育士や看護師が保育や看護をするものです。

- ▶ **実施施設** 後閑あさひ保育園
- ▶ **利用日(仮)** 月～金 9:00～16:30
(祝日、年末年始は除く)

- ▶ **対象年齢** 満1歳～小学3年生
- ▶ **定員** 3人
※定員に満たない場合でも、状況によってはお断わりする場合があります。
- ▶ **利用料** 1時間100円(給食の提供は別途)
- ▶ **その他** 利用にあたっては、事前登録、医師の診断などが必要です。

▶ 病後児保育

病気やケガの回復期にある集団保育などが困難な児童を、仕事の休めない保護者に代わって看護師と保育士が一時的に預かります。

実施施設	所在地	電話番号	利用時間
原市保育園	安中市築瀬25-1	027-385-5233	7:30～18:30(8時間以内)
後閑あさひ保育園	安中市中後閑724	027-385-5541	8:30～16:30(延長可)
あさひ第二保育園 病後児保育室カモミール	安中市下後閑509-1	027-384-1501	8:30～16:30(延長可)

- ▶ **利用日** 月～金(祝日、年末年始は除く)
- ▶ **対象年齢** 施設ごとに異なりますので、施設へお問い合わせください。
- ▶ **定員** 3人(申込順)
※定員に満たない場合でも、状況によってはお断わりする場合があります。
- ▶ **利用料** 施設ごとに異なりますので、施設へお問い合わせください。
- ▶ **その他** 利用にあたっては、事前登録、医師の診断などが必要です。

▶ こども誰でも通園制度

普段園に通っていないこどもでも保護者の就労等の要件は問わず、保育施設の利用が可能となります。

実施施設	所在地	電話番号
後閑あさひ保育園	安中市中後閑724	027-385-5541

- ▶ **対象年齢** 生後6か月から満3歳まで
- ▶ **利用料** 市内施設:1時間当たり300円(※昼食・おやつ代は除く)
- ▶ **利用時間** こども1人当たり月10時間が上限となります(利用枠)。
- ▶ **その他** キャンセル料はかかりませんが、当日午前0時以降のキャンセルは利用枠を消費します。

